

小金井市市営住宅長寿命化計画策定支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

- (1) 本市の公共施設等総合管理計画、住宅マスタープラン及び耐震改修促進計画の位置付けを理解し、本市の地域特性を踏まえた現況及び課題設定が適切か。
- (2) 仕様書（案）に提示している業務内容を的確に捉えて、実効性の高い提案がなされているか。
- (3) 国・東京都の施策や社会が取り巻く状況変化を的確に捉えているか。また、他自治体の先進的な取り組みについて把握しているか。

2 業務の内容について

- (1) 本市の現況や本市を取り巻く環境の変化などを把握し、業務実施に向けての考え方や手法について示されているか。
- (2) 改修時に国、都などの補助の情報を把握し、それが活用できる改修となるよう提案されているか。
- (3) 中長期的な財政見通しや本市特性の把握・分析方法及び当該方法に用いることで得られる効果が明確に示されているか。
- (4) 本事業の成果を高めるために独自の提案・工夫がみられるか。

3 業務スケジュールについて

- (1) 業務スケジュールに無理はないか。
- (2) 業務手順や業務工程は妥当か。
- (3) 打ち合わせの内容、回数は妥当か。

4 業務実績について

会社、業務責任者及び担当者の類似業務の受託実績は適当か。

5 業務体制について

- (1) 業務の内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務体制であるか。
- (2) 市との役割分担が明確で市の負担軽減となる工夫が施されているか。
- (3) 個人情報の管理体制は適切か。

6 見積額について

経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。

7 プレゼンテーションについて

- (1) 企画提案書の内容を分かりやすく所定時間内に説明しているか。
- (2) 質問に対して簡潔かつ明瞭に的確な回答ができるか。

- (3) 提案者及び業務担当者は知識を有しているか。また、受託意欲・積極性があるか。

## II 審査評価方法

### 1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

### 2 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定し、候補者を決定する。

## III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

## IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数		評価基準	説明
	※	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
5	10		
4	8	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	6	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	4	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

※第二次審査項目7及び12の場合

## V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

## VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を第1受託候補者に、次点の者を第2受託候補者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

## VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めません。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
  - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
  - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
  - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
  - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合